

お客さま各位

令和 3 年 3 月 8 日
大阪商工信用金庫

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応について

平成 27 年 9 月 2 日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によってお借入れの返済ができなくなった個人の方は、一定の要件のもと「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により返済額の免除・減額を申し出ることができます。

また、新型コロナウイルス感染症をガイドラインの適用対象として追加し『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』及び同特則の Q & A を制定しました。

詳しくはお取引の営業店までお問い合わせください。

ご相談窓口

お客様のお取引各営業店

《平日 9 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 》

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に関する詳細情報については下記 URL をご参照ください。

一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

<http://www.dgl.or.jp/guideline/>